

八尾市路上喫煙マナー向上推進員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例（平成22年八尾市条例第11号。以下「条例」という。）第11条に規定する八尾市路上喫煙マナー向上推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の募集)

第2条 推進員の募集は、公募の方法により行わなければならない。

2 推進員の募集の告知は、市広報紙への登載その他の方法により行う。

(申込資格)

第3条 推進員に申込することができる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 条例の目的に賛同し、かつ、それぞれの地域における路上喫煙マナーを向上させるために啓発活動を行う意思を有すること。
- (4) 市が実施する施策への積極的な参加及び協力をする意思を有すること。

(申込手続)

第4条 推進員の申込は、八尾市路上喫煙マナー向上推進員申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出することにより行う。

(審査)

第5条 市長は、申込書が提出された場合は、書類審査又は面談その他の方法により、当該申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に推進員を委嘱することの適否について、速やかに審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査を行った結果について、八尾市路上喫煙マナー向上推進員の委嘱審査結果通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(任期等)

第6条 推進員の任期は、委嘱の日から2年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。

2 任期が満了する日までに、推進員が八尾市路上喫煙マナー向上推進員再任希望届（様式第3号）により再任を希望する旨を届け出た場合において、当該推進員の活動実績等を勘案し、再任することが適当であると認めた場合は、市長は、当該推進員を再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、新たに推進員を委嘱し、又は前項の規定により再任する場合における当該推進員の任期は、委嘱の日において既に推進員を委嘱している他の者の任期と同じとする。

（身分）

第7条 推進員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない無償のボランティアとする。

（委嘱状の交付）

第8条 市長は、第5条第1項の規定による審査の結果、推進員を委嘱することが適当であると認めた場合は、当該申込者に対し委嘱状を交付するものとする。

2 前項の規定は、第6条第2項の規定により、推進員を再任する場合について準用する。

（講習の受講）

第9条 前条第1項の規定により委嘱状を交付された者は、市が行う講習を受講しなければならない。

（身分証明書等）

第10条 条例第11条第2項に定める身分を示す証明書は、八尾市路上喫煙マナー向上推進員証（様式第4号。以下「推進員証」という。）とする。

2 推進員証の交付を受けた推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 推進員証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(2) 推進員証を紛失し、又は毀損した場合は、直ちに再交付の申請をすること。

(3) 推進員でなくなったときは、直ちに推進員証を返還すること。

3 前項第2号の規定により推進員証の再交付の申請をしようとする推進員は、八尾市路上喫煙マナー向上推進員証再交付申請書（様式第5号）を市長に提

出しなければならない。

- 4 第12条又は第14条の規定により、推進員の職を辞任した者又は推進員の委嘱の取消を受けた者（以下「辞任者等」という。）が、第2項第3号の規定により推進員証を返還しなければならない場合において、当該推進員証を紛失し、又は毀損したことにより返還できないときは、八尾市路上喫煙マナー向上推進員証紛失届（様式第6号。以下「紛失届」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、紛失届の提出を命じたにもかかわらず、当該辞任者等から紛失届の提出がない場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保管するものとする。

- (1) 返還を命じた日
- (2) 返還を命じた方法
- (3) 辞任者等からの回答内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（啓発活動時の留意事項）

- 第11条 推進員は、啓発活動を行うときは、周辺の状況に応じ市から貸与された被服を着用する等、周囲の者に対し当該活動が推進員としての活動であることを示すよう努めるものとする。

（辞任）

- 第12条 推進員は、市長に対し八尾市路上喫煙マナー向上推進員辞任届（様式第7号。以下「辞任届」という。）を提出することにより、いつでも推進員の職を辞することができる。

- 2 市長は、辞任届の提出を受けた場合は、当該推進員に解嘱状を交付するものとする。

（届出項目の変更）

- 第13条 推進員は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、八尾市路上喫煙マナー向上推進員届出項目変更届（様式第8号）を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委嘱の取消)

第14条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、推進員の委嘱を取り消すものとする。

(1) 本市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 傷病その他の理由により活動を継続することが困難であると認めたとき。

(3) 推進員として相応しくない言動又は行為を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が推進員の委嘱を取消すべき相当の理由があると認めたとき。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による委嘱の取消について準用する。

(災害時の補償)

第15条 市長は、推進員が活動中又は自らの自宅から活動場所までの経路上での災害により受傷した場合における損害を補填するため、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、既に推進員を委嘱されている者は、この要綱の規定により推進員を委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

3 施行日から平成26年1月31日までの間に新たに推進員を委嘱する場合における第6条第3項の規定の適用については、当該新たに推進員を委嘱する者の任期を平成27年1月31日までとして取り扱うものとする。

(八尾市路上喫煙マナー向上推進員に関する要綱の廃止)

4 八尾市路上喫煙マナー向上推進員に関する要綱（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。